

2026年3月2日

## 「株主総会資料」の電子提供制度についてのご案内

会社法改正により書面でご提供していた「株主総会資料」をインターネット上（ウェブサイト）で提供しております。

株主の皆さまには「株主総会資料」を掲載したウェブサイトへのアクセス方法を記載した書面をお送りいたしますので、ウェブサイトへアクセスすることにより「株主総会資料」の全文をご確認いただけます。（なお、議決権行使書については従来通り書面でお送りする予定です。）

「株主総会資料」について、書面での提供を希望される株主さまは、三井住友信託銀行株式会社もしくはお取引口座がある証券会社等にお申し出のうえ、当社株主総会の議決権の基準日である 2026年3月末日までに、所定のお手続き（書面交付請求手続き）をお済ませください。

その他、本制度に関する詳細については下記お問い合わせ先、またはお取引口座のある証券会社等までお問い合わせください。

<本制度に関するお問い合わせ先>

三井住友信託銀行 証券代行部 コールセンター

0120-782-031

（受付時間 9：00～17：00 （土・日・祝日および12/31～1/3を除く））

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>